

記 者 提 供 資 料
2020年(令和2年)5月19日
福祉局生活支援室生活福祉課 明石市社会福祉協議会 担当: 谷野(社協内) TEL (078) 924-9105

学業資金貸付の「上限額の更なる引上げ」「納期限要件の撤廃」と貸付原資の増額について

緊急生活支援金事業のうち学業資金貸付について、上限額を更に引き上げるとともに、6月補正予算により貸付原資を倍増し、貸付対象をさらに拡大する方針となりましたので、相談状況とあわせてお知らせします。

1. 貸付上限額の更なる引上げ

薬学部や看護学部など半期分の学費が60万円を超える学生を支援するため、本日付で、貸付上限額を60万円から100万円に引き上げます。

2. 貸付原資の増額と納期限要件の撤廃(7月1日受付開始)

現状、前期分学費の納期限が6月末までに到来する学生のみを対象としていますが、6月補正予算において貸付原資を5000万円から1億円に増額し、7月1日付で納期限要件を撤廃します。

⇒5月19日以降の貸付条件

- (1) 主 体 明石市民である学生本人(未成年含む)
- (2) 対 象 大学・短期大学・大学院・専門学校・高等専門学校等
及び 定時制又は通信制の高等学校
前期分学費の猶予後の納期限が6月末までのもの ←7/1まで
- (3) 金 額 学生1人当たり100万円を上限に学費の実費(寄付金等除く)
- (4) 償 還 卒業後又は中退後5年以内を目途に月賦償還
- (5) その他 無利息・保証人不要

3. 相談状況と相談者の声

5月1日～17日までの相談件数(貸付が見込まれるもの)の内訳と大学別の納期限	
納期限が6月末までの大学生	41件(同志社・立命館・近畿・関西学院・関西・神戸学院等)
7月以降に延期可能な大学生	47件(大阪・甲南・兵庫・流通科学・関西国際・神戸女子等)
大学生以外	短大・専門学校・高専等 10件 通信制高校 3件

【学生や保護者から寄せられた声】

「薬学部や看護学部は実習費等を合わせると80～90万円台になるところもある」
「納期限で限定すると、長く待つ大学ほど不安定な立場に置かれ、不公平では」
「親も子どもも収入が激減し、生活費にも困る状態。国の10万や20万の給付金では学費までは到底まかなえない」

⇒上限額の引上げと納期限要件の撤廃により、医療従事者等を志す学生にも実効性のある支援を行うとともに、貸付の公平化を図ります。